R6.8.15　第1104号

江別商工会議所 ななかまど通信

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま１人あたり３５０万円以内

【金　　利】年2.40%　固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども３人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は年2.00%（令和6年6月3日現在）

【ご返済期間】１８年以内

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金･家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保　　証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）
詳しくは、ＨＰ（「国の教育ローン」で検索）または教育ローンコールセンター（0570-008656(ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ)または（03)5321-8656）までお問い合わせください。

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

令和６年４月１日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障害者差別解消法では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現することを目的としています。

合理的配慮の提供とは、事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことをいいます（例：筆談、読み上げ、代筆、タブレット端末の利用、介助など）。合理的配慮の義務化とともに、障がいのある人への差別を解消するための取組の推進にご協力いただければ幸いです。

江別市健康福祉部障がい福祉課　電話：011-381-1031　メールアドレス：fukushi@city.ebetsu.lg.jp

---

江別市社会福祉協議会からのお知らせ

「えべつ雪の処理情報誌」への企業情報掲載のご案内

江別市社会福祉協議会では、江別市内の戸建住宅の雪処理（除・排雪、屋根の雪下ろし）を行う事業所をまとめた「えべつ雪の処理情報誌」を発行しています。同誌への掲載を希望される企業におかれましては、詳しい内容・申込方法を下記までお問い合わせ下さい。

■掲載内容　事業所名、所在地、電話番号、玄関通路の除雪・公道除雪後の置き雪除雪・排雪・屋根の雪下ろしの請け負い可否、費用、請負条件等

■ＰＲ方法　市役所他公共施設へ配置、社協ホームページ掲載、概要版を社協だより１０月発行号（市内全戸配布）に掲載予定

■掲載費用　無　料

■申込締切日　令和６年８月２８日（水）　（締切期日厳守）

●お問合せ先　江別市社会福祉協議会　地域福祉係
ＴＥＬ：３８５－１２３４　ＦＡＸ：３８５－１２３６